

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査を実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」といいます。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該財務会計行為等によって当該普通地方公共団体の被った損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

最高裁平成2年6月5日判決では、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを・・・要する」と判示しています。

本件請求において請求人は、税徴収職員が、税法が認めていない分納を認めることにより市債権確保を怠っていること及び延滞金の徴収を怠っていること並びに税滞納者に対する納付書作成費用・郵送料・納付手数料を過剰に発生させていることを主張しています。

しかし、これらの主張は、監査の対象となる財務会計行為等を、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示していません。

以上のとおり、本件請求は法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。